

四日市市告示第14号

四日市市長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年 1月20日

四日市市長 森 智広

四日市市長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税の減免に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税の減免に関する要綱(平成26年四日市市告示第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減免の対象者)</p> <p>第2条 市長は、外航船舶に乗船して船内における職務を遂行する等、陸地以外の場所で勤務することによっていずれの国からも行政サービスの享受に制限があると認められ、<u>市民税の課税対象となる年の1年間に6か月</u>を超える勤務期間の者に係る個人市民税を四日市市税条例(平成16年四日市市条例第42号)第51条第1項第3号の規定により減免することができる。</p> <p>(減免の対象となる個人市民税の賦課年度)</p> <p>第3条 減免の対象となる個人市民税は、前条に規定する勤務期間が属する年の翌年度に課される個人市民税とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 この要綱により個人市民税の減免を受けようとする者は、<u>四日市市税条例第51条の2の規定により</u>、長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税減免申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、第2条に規定</p>	<p>(減免の対象者)</p> <p>第2条 市長は、外航船舶に乗船して船内における職務を遂行する等、陸地以外の場所で勤務することによっていずれの国からも行政サービスの享受に制限があると認められ、<u>平成26年4月1日以降において連続して6箇月</u>を超える勤務期間の者に係る個人市民税を四日市市税条例(平成16年四日市市条例第42号)第51条第1項第3号の規定により減免することができる。</p> <p>(減免の対象となる個人市民税の賦課年度)</p> <p>第3条 減免の対象となる個人市民税は、前条に規定する勤務期間の<u>終了日に属する年度</u>に課される個人市民税とする。</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第5条 この要綱により個人市民税の減免を受けようとする者は、<u>第2条に規定する勤務期間の終了日から1箇月以内に</u>、長期外航勤務に従事する船員等に対する個人市民税減免申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、第</p>

する勤務に従事したことを証明する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

2条に規定する勤務に従事したことを証明する書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

第1号様式を次のように改める。



附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(財政経営部市民税課)